

信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「信州健康ゼロエネ住宅指針」に則った信州らしい住まいづくりの推進や県民への普及啓発活動を通じて、県民の意識の向上や支援を行うとともに、高性能住宅に関する技術普及や技術力向上に取り組むことにより、住宅分野における2050ゼロカーボン実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を実施する。

- (1) 信州健康ゼロエネ住宅に関する県民への普及啓発活動
- (2) 高性能住宅に関する技術普及及び技術力向上に関する研修会の開催等
- (3) 木造住宅の高性能化に関する工法、建材、設備機器などの情報提供、供給等
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 前項以外の団体の入会は、協議会の会議（以下「会議」という。）において承認するものとする。なお、市町村及び県の組織の入会については、この限りではない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 会長は、会員の互選により選任する。

3 副会長は、会長が指名し、会員の同意を得て選任する。

(アドバイザー等)

第6条 協議会に次のアドバイザー等を置く。

- (1) アドバイザー
- (2) オブザーバー

2 前項のアドバイザー等は、あらかじめ会員の意見を聞いて会長が指名する。

(会議)

第7条 会議は、会員により構成する。

2 会議は、会長が招集する。

3 会長は、会議を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会長は、必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 協議会は、第3条の事業を実施するにあたり、専門的かつ具体的に協議・検討するために、部会を設置することができる。

2 部会長は、会員の中から会長が指名し、部会員は、部会長が指名する。

3 部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、長野県建設部建築住宅課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会議に諮り定める。

附則

この規約は、令和4年5月31日から施行する。

この規約は、令和5年6月1日から施行する。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

関係団体	独立行政法人住宅金融支援機構 信州の快適な住まいを考える会 信州木材認証製品センター 一般社団法人信州木造住宅協会 一般社団法人新木造住宅技術研究協議会長野支部 一般社団法人長野県建設業協会 長野県建設労働組合連合会 公益社団法人長野県建築士会 一般社団法人長野県建築士事務所協会 長野県工務店協会 長野県住宅供給公社 長野県木材協同組合連合会 長野県優良住宅協会 公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部長野地域会
市町村	長野市 松本市 上田市 飯田市
長野県	環境部ゼロカーボン推進課 林務部県産材利用推進室 建設部建築住宅課